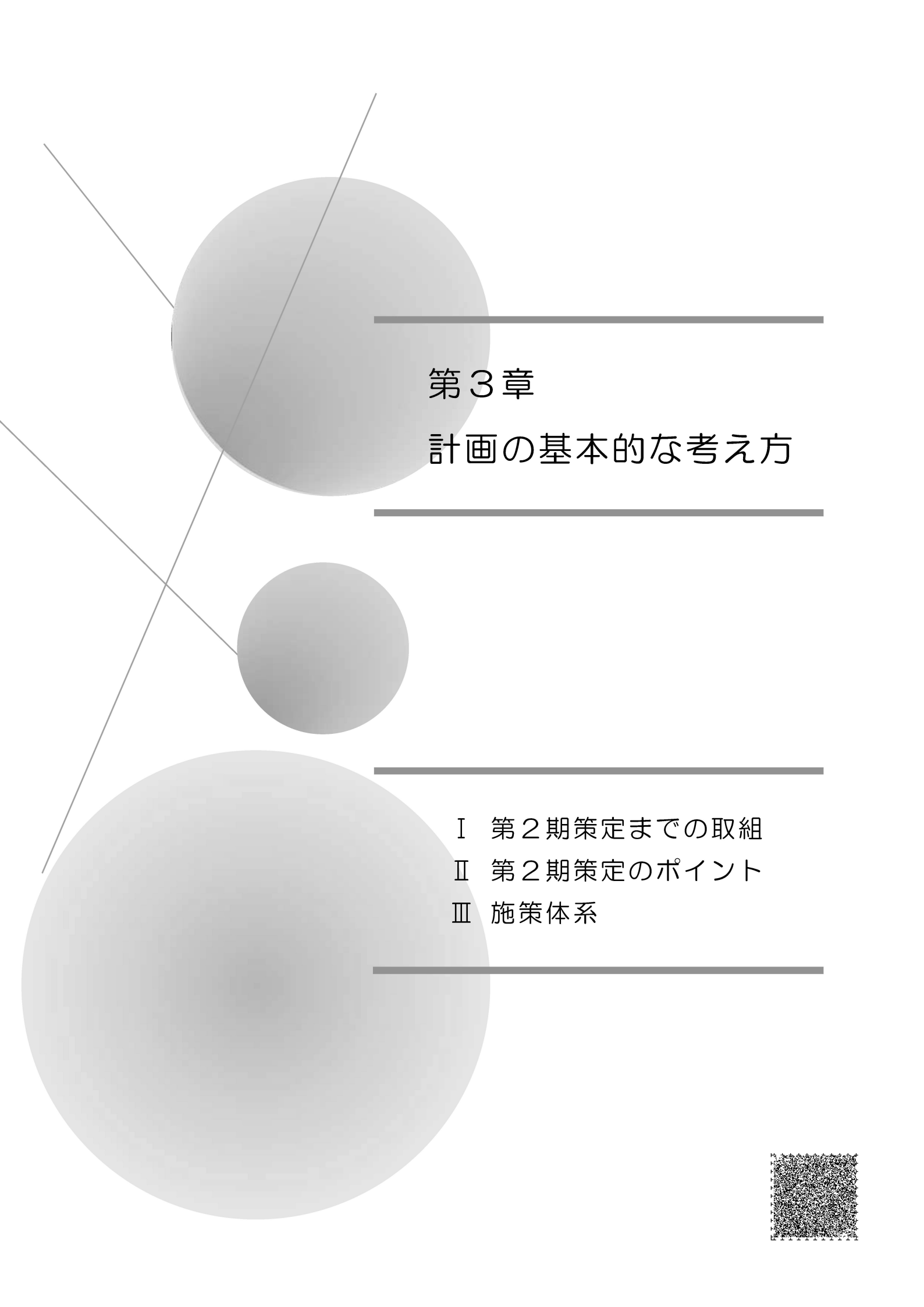
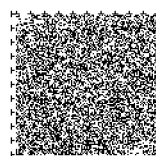


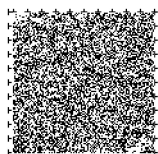


第3章

計画の基本的な考え方

- I 第2期策定までの取組
- II 第2期策定のポイント
- III 施策体系





I 第2期策定までの取組

推進・管理体制

本計画を継続的に推進していくため、「地域福祉計画庁内推進会議」を設置し、関係部局と連携しながら定期的な調査や計画の進捗状況確認をしています。

また、「地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の進捗状況の進行管理を行い、第1期計画の推進・管理を行ってきました。

●地域福祉計画庁内推進会議

《役割》

- ・地域福祉計画の進捗状況把握及び点検並びに施策の推進に関する事項
- ・地域福祉計画の見直しに関する事項
- ・その他地域福祉計画の推進に必要な事項

《構成員》

- ・議長：福祉部長
- ・副議長：福祉部次長
- ・各施策所管課の課長職

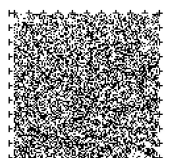
●地域福祉計画推進委員会

《役割》

- ・地域福祉計画の進捗状況の評価及び施策の推進に関する事項
- ・地域福祉計画の見直しに関する事項
- ・その他地域福祉計画の推進に必要な事項

《構成員》

- ・学職経験者
- ・福祉関係団体、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- ・苫小牧市社会福祉協議会の代表者の推薦を受けた者
- ・公募により選考された者



課題・意見の抽出

地域の課題把握のため、市民アンケートを実施するほか「地域懇談会」を開催し、課題への意見や対策を抽出しました。

●地域懇談会

《出席者》

- ・ 地域福祉計画推進委員会委員
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 町内会役員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 各福祉事業所
- ・ ボランティア団体
- ・ 当事者団体等

《ワークショップの進め方》

① 自己紹介及び役割分担

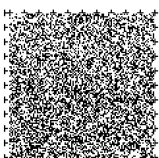
書記、発表者を話し合って決定します。

② 意見交換（ディスカッション）

- ◆ 参加者は、市民アンケートから得られた課題や、寸劇を見て感じた自分の意見を1項目ずつ1枚の付箋にまとめます。
- ◆ グループ全員が自分の意見を書きあげた時点で、順に1枚ずつ読み上げ模造紙の上に置いていきます。このとき、内容に応じ地域福祉計画の「施策の方向」ごとに分類しながら模造紙の上に配置します。
- ◆ ほかの人の付箋と内容が同じものは、その付箋に重ねて置いていきます。

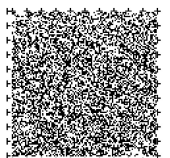
③ まとめ

- ◆ ある程度分類しながら貼り付けた付箋の内容について、意見の妥当性等について検証作業を行います。
- ◆ グループ内の意見がある程度まとまった段階で、さらに内容が重複している部分などないか点検しながら、大まかな項目ごとに意見をまとめていきます。まとめた意見は全体発表用にホワイトボードに記載します。

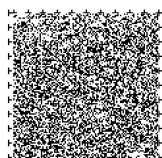


第2期計画策定までの流れ

計画	年度	時期	会議名	スケジュール
第1期計画	平成24年度	第1回 (9月20日)	推進委員会	・進捗状況の報告
		第2回 (1月29日)	推進委員会	・進捗状況の報告
	平成25年度	第1回 (6月4日)	庁内推進会議	・進捗状況の確認
		第3回 (6月11日)	推進委員会	・進捗状況の報告
		第4回 (3月20日)	推進委員会	・次期計画策定に向けた 取組内容の検討
	平成26年度	第2回 (5月23日)	庁内推進会議	・25年度実施報告 ・次期計画策定に向けた 取組内容の確認 ・計画改定に伴う 作業の確認
		第5回 (6月16日)	推進委員会	・市民アンケート実施 要領の決定 ・地域懇談会概要説明
		8月1日～ 8月31日	市民アンケート	
		第6回 (10月22日)	推進委員会	・市民アンケート 結果報告 ・地域懇談会実施方法の 決定
		11月26日	地域懇談会	



第1期計画		第3回 (2月18日)	庁内推進会議	・ 地域懇談会の結果について
		第7回 (3月18日)	推進委員会	・ 庁内会議の結果について
	平成27年度	第2期計画素案策定		
		取組内容の庁内確認・決定、体系の決定		
		第8回 (11月20日)	推進委員会	・ 第2期計画（素案）について
		第4回 (11月25日)	庁内推進会議	・ 第2期計画（素案）について
第2期計画	平成28年度 ～ 平成32年度 (5か年)	12月16日～ 1月14日	パブリック コメント実施	・ 第2期計画（行政素案）について
		第9回 (1月28日)	推進委員会	・ 第2期計画について
		3月	常任委員会	・ 第2期計画の報告
			庁内推進会議 推進委員会	・ 進捗状況の確認 ・ 進捗状況の報告



Ⅱ 第2期策定のポイント

改定には、4つの項目を重点テーマとして設定します。

人材の育成（担い手不足の解消）

少子高齢化社会により、町内会自治会役員や民生委員・児童委員、ボランティア等の「地域福祉の担い手」の高齢化や後継者不足が問題となっています。

地域福祉活動の人材の育成・発掘のために、福祉体験活動や交流活動を通した福祉教育を充実させる必要があります。

積極的な情報発信

「市民アンケート」を実施した結果、福祉に関して必要な情報が届いていないという意見が多くありました。

広報紙、ガイドブック及びインターネット等を積極的に活用して情報の発信を行うとともに、関係団体・福祉関係者等を通して周知を図っていきます。

地域のネットワークの構築

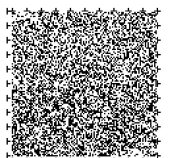
核家族化の進展、ライフスタイルの多様化等により、福祉に関する問題は複雑・多様化してきています。

この複雑・多様化した問題を解決するために迅速、的確かつ柔軟に対応する機能的な組織やネットワークの構築を図ります。

「互 助」の推進

少子高齢化・人口減少社会という現在の社会情勢を踏まえると、市税収入の減少は避けられず、全てを市（公助）で行うには限界があります。

限られた財源で政策を行っていくことや、さらには希薄化している地域のつながりを強化していくために、地域で支えあう「互助」の取組を広めていく必要があります。



Ⅲ 施策体系

支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり
～みんなのあたたかい心でまちをつつみましよう～

基本目標 1 地域福祉の担い手づくり

(1) 福祉の意識づくり

- ① 学校教育での福祉教育の推進
- ② 社会教育での福祉教育の推進
- ③ 市民の福祉活動への参加促進

(2) 福祉を担う人材育成

- ④ ボランティアの人材育成
- ⑤ ボランティア・NPO活動などの支援・促進

基本目標 2 パートナシップ（協働）のネットワークづくり

(1) 住民相互のネットワークづくり

- ⑥ 住民相互のネットワークづくりの推進

(2) 社会福祉団体などのネットワークづくり

- ⑦ 社会福祉団体などのネットワークづくり

基本目標 3 必要なサービスを利用できるしくみづくり

(1) 情報の提供

- ⑧ 情報提供の推進・充実

(2) 相談体制の充実

- ⑨ 相談体制の充実

(3) サービスを必要としている者の支援

- ⑩ 多様性を持った要援護者の支援
- ⑪ サービス利用者の支援

(4) 福祉サービスの質の向上

- ⑫ サービス提供の質の向上

基本目標 4 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

(1) 安全で安心なまちづくりの推進

- ⑬ 地域防災力の向上
- ⑭ 交通安全対策
- ⑮ 防犯活動の促進

(2) 災害時の支援

- ⑯ 要配慮者の災害時避難支援

(3) 自立生活の支援

- ⑰ 生活支援
- ⑱ 高齢者・障がい者の安否確認

(4) バリアフリーの推進

- ⑲ バリアフリーの推進

